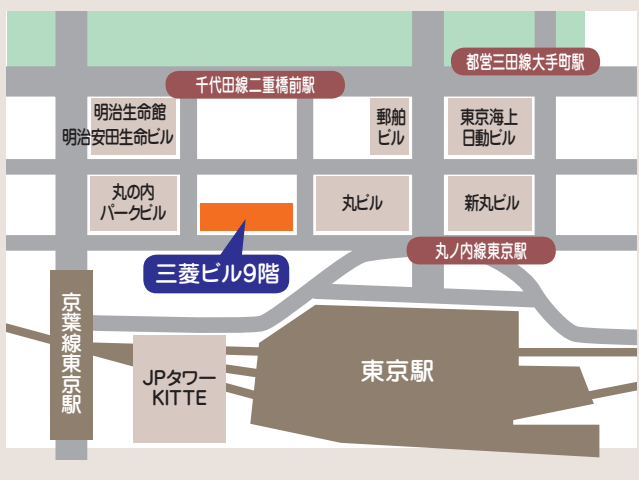


ランドマーク税理士法人の拠点は5つ
なかでもアクセスしやすい東京丸の内事務所



- ② **タワー事務所**
神奈川県横浜市西区
みなとみらい2丁目2番1号
ランドマークタワー37階
- ③ **横浜緑事務所**
神奈川県横浜市緑区台村町644番地
- ④ **川崎黒川事務所**
神奈川県川崎市麻生区黒川24番地
- ⑤ **行政書士法人中山事務所**
神奈川県横浜市緑区中山町83番地

① **東京丸の内事務所 (丸の内相続プラザ)**
東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階



INFORMATION

代表税理士・清田幸弘氏による
相続関連の出版物

これまで実務で培ってきた相続におけるノウハウを多くの人に伝えるために、清田幸弘氏は多数の著書を出版しています。いずれも一般の方向けにわかりやすく書かれたもので、知っておきたい相続の情報が満載です。実際にあった相続トラブルをご紹介しながらその対策について解説しています。



(左)『大増税時代到来— そろそろ相続のこと、本気で考えないとマズいですよ!』(あさ出版)。著者は清田幸弘氏。
(右)『相続対策レシピ』を先着で100名様にプレゼント。申込みはホームページにて受け付けています。

贈呈

お問い合わせ

ご相談はこちらまで
0120-48-7271
営業時間 平日 9:00~19:00 / 土曜 9:00~17:30
<http://www.zeirisi.co.jp/>



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

2013年5月に
「丸の内相続プラザ」が
オープン!

(上) セミナーが開催できるスペース。窓際のブースは、無料相談や打ち合わせ用。窓からは東京駅が見渡せる絶好のビューポイント。(下) 個別相談などを行う応接ブース。



ランドマーク税理士法人

東京地方税理士会・横浜中央支部 税理士法人番号：第1606号
スタッフ数：70名(2013年9月1日現在)
(資格者一覧) 税理士7名、公認会計士1名、顧問税理士7名、顧問弁護士2名、顧問不動産鑑定士3名、顧問司法書士1名、社会保険労務士2名、行政書士2名、宅地建物取引主任者10名、ファイナンシャルプランナー9名、中小企業診断士2名
〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37階
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階
☎ 0120-48-7271 HP <http://www.zeirisi.co.jp/>

年間約180件の
相続税申告を行う
相続対策の専門集団

相続税は実際かかるのか、
「10万円バック」で相談を!

相続税対策を考える前に、まずしなくてはならないことは、相続税がかかるかどうか、かかるのならどれくらいかを知ることです。相続税がかかる場合、そもそも相続税対策をする必要はありませんし、おおよその税額がわからなければ、効果的な対策は立てられません。「そのような場合は、当社の『10万円バック』がおすすです。相続税額の計算をするときには、土地や不動産の評価がポイントになってきます。本サービスでは、自宅不動産の評価がどのくらいになるかなどを含め、実際に近い相続税額を計算します。まずは、相続税額を把握するためにお気軽にご相談ください」と、代表税理士の清田幸弘さん。

実際に相続が発生して、相続税申告を依頼した場合には、10万円分を差し引いた金額で申告業務を行ってまいります。

財産の分け方については、
遺言を残しておく

「10万円バック」は、5カ所あるランドマーク税理士法人の拠点で受け付けています。電話で予約の上、来所を。相談の際に持っていく書類は、①家系図のメモ(財産を渡す人と相続人の関係がわかるくらいのもの)、②固定資産税課税明細書(土地の名義帳) ③金融資産(預貯金や有価証券)や債務(借入等)の総額がわかるもの、になります。まずは財産の把握から始めます。

相続トラブルを避けるために、生前にぜひやっておきたいのが、遺言を残すことです。「一番問題になるのは、誰が何をとるか。現金だけならそんなにめめることはありませんが、土地がいくつかある場合は、思い入れや収益性、価値などが異なるので、誰がどの土地を相続するのかは決めにくい問題です。財産を渡す本人に、誰に何を残したいかを書いて



代表税理士
清田幸弘

PROFILE

せいだ ゆきひろ
神奈川県横浜市の農家の長男として生まれる。明治大学卒業。農協、資産税専門の会計事務所勤務後、1997年に事務所を設立。相続実務のプロを育成する丸の内相続大学の主宰を務める。東京地方税理士会 税法研究所研究員。

東京駅前の相談窓口で
ワンストップサービス

2013年5月にオープンした相続の無料相談窓口「丸の内相続プラザ」。どこからでもアクセス抜群の東京駅の目の前にあ

の税金を安くするにはどうしたらいいか」という視点で、解決策を考えていきます。だから、無闇な相続税対策は必要ないと思うんですよ。これまでの経験に基づいた適切なアドバイスをして、お客様の役に立ちたいんです」と、清田さんは語ります。

り、事務所からは東京駅が一望できます。「相続についての相談先が分からない、という方は非常に多く、相談内容は多岐にわたります。丸の内相続プラザでは、相続に関するあらゆる相談に対応し、相続税の試算から生前対策、相続に伴う諸手続きや申告、すでに支払った相続税の見直しまで、各専門家と連携しワンストップサービスを提供しています。」

また、月に数回10名限定でミニセミナーを開催。税制改正の最新情報や、遺言書の書き方、不動産の活用方法など、さまざまなテーマで情報を発信しています。

おいてもらったほうがスムーズにいけます。遺言書を作成する際は、相続税の案件の取り扱いが多い事務所へ依頼するのがおすすです。経験豊富な事務所なら、どうすれば相続がうまくいくかを見通して、財産の分け方や書き方などで具体的なアドバイスがもらえます。

「特に、子どもがいらない夫婦の場合は、『全財産を配偶者に残す』という遺言書を作っておきましょう。これがないと、関係性の希薄な配偶者と兄弟、もしくは甥・姪と遺産分割協議をしなければなりません。また、底地の問題も、相続までには何とかしておきたいですね。父の土地に親戚の建物が建っている場合などには、生前に贈与しておくか、遺言書に建物の所有者に土地の所有権を遺贈する旨を書いておけば、相続しなくて済みます。」

清田さんは、自分が地主だという立場でアドバイスすることを心がけているといます。「自分も地主であり税理士だから、地主さんの立場に立って、『うち